

ID: 184

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	料金の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町公共物管理条例 第7条第2項		
例規番号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (料金の納付) 第七条 2 前項各号に規定するもののほか、町長が特に必要と認めるときは、料金を減免することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日